

入札公告

以下のとおり入札を行いますので公告します。

公告日：平成29年2月21日

年度	平成29年度	入札番号	4293000114
入札方式	参加希望型指名競争入札	契約方式	単価契約
案件名称	(単価契約) 乗合自動車車両特別清掃及び乗合自動車車両消毒業務		
履行期限	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで		
履行場所	別紙仕様書のとおり		
予定価格(税抜き)	11,179,488円	最低制限価格(税抜き)	7,453,000円
入札期間開始日時	平成29年3月7日 09:00		
入札期間締切日時	平成29年3月9日 17:00		
開札日	平成29年3月10日	開札時間	09:00 以降
種目	清掃	担当課	自動車部技術課
入札参加資格	京都市交通局契約規程第24条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿(物品)に登録されていること		
入札参加資格(企業規模等)	市内大企業可	入札参加資格(登録種目)	なし
入札参加資格(その他)	公共交通又は民営バス事業者において、車両清掃業務の実績を有すること。		
その他	<p>本件入札は単価契約ですが、入札金額の入力及び落札の決定は総価によって行います。 落札決定にあたっては、入力された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、それぞれの品名において見積もった契約希望単価の108分の100に相当する金額(当該金額は、0.01円単位までとすること)にそれぞれの予定数量を乗じたもの(以下「小計」という。)の合計金額(以下「総価」という。)を入力してください。落札決定は、この総価の比較によって行います。ただし、品名ごとの小計の金額についても、別添単価契約依頼明細書の予定金額を上回らないこととします。</p> <p>契約の締結は、落札決定後、提出していただく明細書にもとづき、品名ごとの小計を予定数量で割り戻した単価(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。ただし、端数を切り捨てた結果が0.00円になる場合は無効とする。)に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)により、品名ごとに単価契約を行います。</p> <p>※ 本件は最低制限価格制度を適用します。最低制限価格を下回る価格での入札は無効とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 本件入札については、開札後に最低価格入札者に対し入札参加資格の確認を行います。 開札の結果、最低価格入札者であった者に財務課から連絡をしますので、必ず開札日の財務課からの連絡後から平成29年3月14日午後5時までに、入札参加資格があることを証する書類を財務課に提出してください。 なお、入札参加資格があることを証する書類の受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時までです(ただし、正午から午後1時までを除く。) 上記提出期限までに、入札参加資格があることを証する書類の提出がない場合は、入札参加資格がないものとし、その者の行った入札は無効とするともに、その者について競争入札参加停止を行います。この場合、1.の最低価格入札者の次に最低の価格を示した者(以下「次順位者」という。)について資格確認を行い落札決定を行います。この資格確認は落札者を決定するまで繰り返し行います。 提出された書類により審査を行った結果、入札参加資格を満たしていないと認められた者が行った入札は無効とします。この場合、1.の次順位者について資格確認を行い落札決定を行います。この資格確認は落札者を決定するまで繰り返し行います。 入札参加資格があると認められた者の中で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者として、(開札の結果については、落札者が決定するまで公表しません。) なお、入札後に辞退はできません。落札者となった者が、契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3箇月の競争入札参加停止を行い、さらに当該入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収します。 <u>落札者は品名ごとの明細を提出してください。</u> 本件入札に参加しようとする者(個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者(以下「代表者等」という。))が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち1者のみが本件入札に参加できるものとします。 本件入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、京都市交通局契約規程第7条の2第13号に基づきそれぞれ無効とするともに、競争入札参加停止を行います。 本件入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、本件入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて競争入札参加停止を行います。 落札決定日は、入札参加資格確認後とします。インターネットを利用して入札データを送信した入札参加者に対しては、落札結果を電子入札システムで確認するよう、電子メールを送信しますので、各自で確認してください。落札者が入札端末機を使用して入札データを送信していた場合には、入札参加資格確認後、落札決定以降に財務課担当者から落札者に電話連絡します。 落札者以外に入札参加者には、落札決定日の翌日から5日(日数の計算に当たっては、休日を除く。)以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知します。 なお、落札結果は、原則として落札決定日の翌日から、財務課契約担当窓口の入札執行結果表の閲覧により、確認できるようにします。 落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から5日(日数の計算に当たっては、休日を除く。)以内に、その理由について説明を求められます。回答は、口頭又は書面(請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限り。)により行います。 本件入札において落札し、契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者(以下「非落札者」という。)から契約の履行に必要な物件(落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。)又は役務を調達してはいけません。 また、非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはいけません。 ただし、それぞれについて契約者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合を除きます。 入札保証金は免除します。 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市交通局契約規程その他本市が定める条例、規程、要綱等のほか関係法令によるものとします。 契約日は、平成29年4月1日となります。ただし、本件調達に係る予算が成立しない場合は、契約を締結いたしません。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を京都市交通局に請求することはできません。 本件は、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書(以下「報告書」という。)の提出が必要となる公契約であることから、契約者は、契約締結後2か月以内に報告書を提出してください。(その他、報告書に係る手続き等の詳細は交通局のホームページ参照)。 		

- 京都市電子入札システム利用可能時間等
 - インターネットを利用した入札参加者 9:00~17:00 (ただし休日を除く。)
 - なお、使用するICカードの名義は、本市に提出済み「使用印鑑届」の代表者氏名(受任者を届け出ている場合には、当該受任者の氏名)と同一人であり、かつ、落札決定の日時までの間において有効であるものに限ります。
 - 財務課内設置入札端末機利用者 9:00~12:00及び13:00~17:00 (ただし休日を除く。)
 - なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の最終日の1日前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければなりません。
- 入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力してください。
- 契約金額は、入札金額に100分の108を乗じた金額とします。
- 仕様書等で同等品可能としたもの以外は同等品での応札はできません。
- 質問は、財務課担当者をお願いします。

※休日とは、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日をいいます。

件名: (単価契約)乗合自動車車両特別清掃及び乗合自動車車両消毒業務
 (¥11,179,488)

単価契約依頼明細書

平成29年度 契約番号 4293000114

税区分	課税	税率	8.00%
-----	----	----	-------

No. 1	物品番号				金額	¥9,938,400.00
品名 規格	特別清掃					
数量	1212.00	単位	両	単価	¥8,200.00	

No. 2	物品番号				金額	¥1,241,088.00
品名 規格	車両消毒					
数量	9696.00	単位	両	単価	¥128.00	

No.	物品番号				金額	¥0.00
品名 規格						
数量		単位		単価		

No.	物品番号				金額	¥0.00
品名 規格						
数量		単位		単価		

No.	物品番号				金額	¥0.00
品名 規格						
数量		単位		単価		

No.	物品番号				金額	¥0.00
品名 規格						
数量		単位		単価		

No.	物品番号				金額	¥0.0000
品名 規格						
数量		単位		単価		

No.	物品番号				金額	¥0.0000
品名 規格						
数量		単位		単価		

乗合自動車車両特別清掃及び乗合自動車車両消毒業務仕様書

京都市交通局
自動車部技術課

- 1 概要 本仕様書は、京都市交通局（以下「甲」という）の各営業所における乗合自動車車両特別清掃及び乗合自動車車両消毒業務（以下「清掃・消毒」という）請負のために定めるもので、請負業者（以下「乙」という）は、下記事項を遵守し清掃を実施するものとする。
- 2 範囲 本仕様書により清掃・消毒を行う車両は、甲の自動車部各営業所に所属するバス車両とし、営業所名、所在地、車両数は別紙「営業所別清掃車両数一覧」参照するものとする。なお、車両数は変更する場合があるものとする。
- 3 内容 (1) 清掃作業内容及び予定回数は、別紙「特別清掃作業明細」及び「消毒作業明細1・2」によるものとし、乙は営業所整備係の指示する車両について清掃作業を実施するものとする。
(2) 乙は、契約後速やかに使用する消毒液の名称・用途・希釈率及び使用方法等を記載した「使用薬剤届」並びに、製品安全データシート等を使用までに甲に提出し、承諾を得るものとする。また、同様に、消毒液を変更する場合は「使用薬剤変更届」及び製品安全データシート等をその使用までに提出すること。
- 4 日時 本業務の契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとし、原則として作業日は、休日・祝日を除く毎日とする。
- 5 支払い 支払いについては、月末締め、出来高払いとし、「実施報告書」を甲の技術課に提出することとする。
- 6 その他 (1) 清掃に要する電力、水は甲の負担とし、器具、資材類等はすべて乙において負担するものとする。
(2) 請負中に生じた事故等に関しては、乙の責任において解決することとする。
(3) その他、本仕様書中に疑義が生じた時は、甲乙で協議を行い、解決することとする。
- 7 細則 (1) 乙は、「作業者名簿」を契約後速やかに技術課に提出し、営業所ごとの年間の作業計画を提出することとする。
(2) 乙は、作業の実施にあたり、必要人員を確保すると共に、作業者に営業所の出入庫に対しての安全教育、作業内容、方法の周知徹底を行うこととする。
(3) 乙は、作業の実施にあたり、作業責任者を定めるものとする。
(4) 乙の作業者は、腕章等及び名札を着用させ、甲の職員に作業者とわかるようにすることとする。
(5) 乙の作業者は、作業の開始及び終了時において、必ず営業所整備係に連絡するものとする。
(6) 乙の作業者は、甲の業務に支障をきたさないように注意し、営業所整備係と連絡を密にしその指示に従うこと。
(7) 乙の作業者は、特別清掃作業終了後、甲の営業所整備係に実施内容を報告し、整備係の検査を受けるものとする。
なお、検査不合格の場合は、再度、指摘箇所の清掃を実施するものとする。
(8) 甲の事情により、作業予定及び回数に変更する場合があるものとする。
(9) 乙の作業者による車両の移動は、いかなる場合も禁止する。

特別清掃作業明細

作 業 内 容		周 期 (1両当り)	備 考
車 内 清 掃	運転席周辺 天井全面 換気扇（ファンを含む） 窓枠 車内ガラス全面 壁面 シート、シート背板、シート脚部 床全面 出入り口扉 クラブハンドル その他	1.5回／年 (延車両数1,212 両)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転席機器のスイッチ等に影響のないように拭き掃除を行うものとする。 ・ 床面に付着したガム等の削り取りも行う。 ・ 床面の車椅子固定金具付近を念入りに清掃すること。
車 外 清 掃	車外外板 屋根 外窓枠 車外ガラス 出入り口扉部 バンパー タイヤホイール その他		

- 注 1 洗剤を使用した後は、水拭きを実施し洗剤を残留しないこと。
 2 出入り口扉、後部ひな壇上、ダクト部裏側等、特に隅々まで入念に清掃を行うこと。
 3 延車両数は予定である。

消毒作業明細 1

1	乙は、契約後速やかに当局のバス車両に対応した消毒液及び当局バス車両に対応した希釈率・散布量について甲の承諾を得るものとするものとする。
2	消毒液については、希釈散布した状態で人体に影響がないものとし、製品安全データシートを提出するものとする。
3	甲に承諾を受けた消毒液及び散布量にて、車両の消毒作業を行うものとする。
4	消毒を実施した車両については、車両毎の作業終了時に車両に掲出する「消毒済カード」に実施日を記入・押印すること。
5	消毒周期については、車両あたり月に1回程度（述車両数9,648両）を目安とする。ただし、当局の都合により車両が作業日に営業所内に車両が存在しない場合はこの限りでない。

注 延車両数は予定である。

消毒作業明細 2

作 業 内 容		周 期 (1両当り)	備 考
車内床面 シート	<p>甲に承諾を受けた消毒液及び散布量を用いて、まんべんなく均一に消毒液を散布するものとする。</p> <p>消毒を実施した車両については、車両毎の作業終了時に車両に掲出する「消毒済カード」に実施日を記入・押印するものとする。</p>	<p>1回/月を目安に実施 (延車両数9,696両)</p>	<p>月に一度、各営業所の車両入庫後に作業を実施するものとする。</p>

注 延車両数は予定である。

営業所別清掃車両数一覧

営業所名	所在地	車両数(両)
西賀茂	京都市北区西賀茂山/森町50	107
梅津	京都市右京区西院笠目町9-15	177
横大路	京都市伏見区横大路橋本33-1	109
錦林	京都市左京区浄土寺真如町155	45
烏丸	京都市北区小山西上総町22-1	88
九条	京都市南区東九条下殿田町70	175
洛西	京都市西京区大枝東新林町2-1	103
合計		804

なお、車両数については、運転計画等により変更することがある。